天井クレーン　作業開始前の点検

クレーン等安全規則 第36条＝その日の作業を始める前に、巻過防止装置・ブレーキ・クラッチ・コントローラーの機能、ランウェイとレール、ワイヤロープの通る箇所を点検する

年月	年　月	**クレーン**	種類・つり上げ荷重・番号
設置場所		**運転者**	

日	点検者	巻過防止	ブレーキ	クラッチ	コントローラー	ランウェイ・レール	ロープの通り	異常の内容と補修（補修した時刻・した人）	作業の開始
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

クレーンを使う日は、その日の作業を始める前に、①巻過防止装置・ブレーキ・クラッチ・コントローラーの機能 ②ランウェイの上とトロリが横行するレールの状態 ③ワイヤロープが通っている箇所の状態を点検します（クレーン等安全規則 第36条）。異常を認めたときは、直ちに補修します（第39条）。 結果は「良」か「異常」、クラッチの無い機種などは「—」を書きます。使わない日は空欄のままにします。

無料のひな形と書き方：moekikozawa.com/apps/genba-report/tenjo-crane-tenkenhyo-template/

天井クレーン　月例の自主検査記録

クレーン等安全規則 第35条（1か月以内ごとに1回）・第37条（暴風・地震の後）・第38条（結果を記録して3年間保存）

クレーン	種類・つり上げ荷重	**番号**	
検査・点検の種類	月例　・　再び使い始める時　・　暴風の後　・　地震の後	**検査年月日**	年　月　日
検査をした人		**立会い**	
年次の自主検査	前回の年月・荷重試験の有無	**検査証の有効期間**	
結果の数			

検査する事項（号の順）と結果

結果＝良／要補修／対象外。要補修が1つでもあれば、補修してから使う

号	検査する事項（見るところの例）	検査方法	結果	異常の内容	補修の内容と補修した日
一	巻過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無 フックを巻き上げて巻過防止装置で止まるか・走行の警報が鳴るか。巻上げ・横行・走行のブレーキの効き				
二	ワイヤロープ及びつりチェーンの損傷の有無 素線の切れ・キンク・形くずれ・腐食。ドラムへの巻き方の乱れ・端末の止め金具				
三	フック、グラブバケット等のつり具の損傷の有無 フックの口の開き・ひび・外れ止めの金具。フックが滑らかに回るか				
四	配線、集電装置、配電盤、開閉器及びコントローラーの異常の有無 トロリ線・給電レールとコレクターの摩耗。押しボタンスイッチ・ペンダントのケーブルの傷み。非常停止で止まるか				

補修の内容	
記録の保存	3年間保存（クレーン等安全規則 第38条）

1か月以内ごとに1回、安全装置・警報装置・ブレーキ・クラッチ、ワイヤロープとつりチェーン、フックなどのつり具、配線・集電装置・配電盤・開閉器・コントローラーを自主検査します（クレーン等安全規則 第35条）。屋外のクレーンで瞬間風速が毎秒30mを超える風の後と、中震以上の地震の後は、作業の前に各部分の異常の有無を点検します（第37条）。自主検査と第37条の点検の結果は記録して3年間保存します（第38条）。このほかに1年以内ごとに1回、荷重試験を含む自主検査があります（第34条）。

無料のひな形と書き方：moekikozawa.com/apps/genba-report/tenjo-crane-tenkenhyo-template/